

ICT 建設機械等の認定に関する規程の細目を定める規程

令和 7 年 1 月 9 日付国官参イ第 117 号

最終改正 令和 7 年 4 月 2 日付国官参イ第 1 号

(適用)

第一条 本規程は、「ICT 建設機械等の認定に関する規程」(以下「規程」という)第一条の三に基づき、規程の細目を定めたものである。

(省人化基準)

第二条 規程第一条の四で定める基準は、次項で定める指標(以下、「省人化率」という)が 0.3 を超えるものであることとする。

2 省人化率は、次の第一号に係る工数と第二号に係る工数の差分を第一号に係る工数で除した値とする。

一 申請に係る建設機械の導入前の標準的な作業内容

二 申請に係る建設機械の導入後の作業内容

3 前項の省人化率の算出にあたっては、申請に係る建設機械が標準的に使用される現場条件であって当該建設機械の性能を十分に発揮可能な現場条件の工事を想定して算出するものとする。

4 第二項各号に規定する作業内容は土工事を基本とし、かつ、内訳は別表一に示すものを基本とし、これによりがたい場合は認定を受けようとする者が大臣官房参事官(イノベーション)に対してこれに代わる作業内容をそれぞれ書面により示した上で算出するものとする。

5 規程第三条の二第二項の書面には省人化率の算定方法を記載するものとし、当該書面の提出にあたっては、その算定の根拠となる資料を添付するものとする。

(省人化建設機械の保守サービス等の提供者)

第三条 規程第二条の二第二項第三号の細目規程で定める者は、次に掲げる者とする。

一 認定を受けようとする者の会社法第二条第三号で規定する子会社(以下「子会社」という)

二 認定を受けようとする者の会社法第二条第四号で規定する親会社(以下「親会社」という)であって認定を受けようとする者の株式の全てを保有する者

三 申請に係る建設機械の製作を業とする者であって(以下「製作者」という)、前号に該当する者が全ての株式を保有する子会社(認定を受けようとする者を除く)

四 認定を受けようとする者が製作者である場合は、当該建設機械を製作者から購入する契約を締結している者であって建設機械の販売又は賃貸を業とする者

五 認定を受けようとする者が製作者である場合は、当該建設機械を製作者又は第一号に該当している者と代理店契約を締結している者

2 規程第二条の二第二項第三号の細目規程で定める地域は、別表二の左欄に掲げる地域とする。

(使用者に対する情報提供に関する書面)

第四条 規程第三条の二第二項第五号の細目規程で定める書面は次条各号で定める事項を証する書面とする。

(規程第二条の二第二項第二号の機能を発揮するための装置及び作業装置に関する実施事項)

第五条 規程第三条の二第三項の細目規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 車両系建設機械構造規格第十五条第三項に規定する事項を申請に係る建設機械の使用者が実施するために必要な情報等の当該使用者への提供
- 二 「機械の包括的な安全基準に関する指針」第2・6(1)ウに規定する使用上の情報の申請に係る建設機械の使用者への提供

(省人化建設機械の申請者)

第六条 規程第三条の二第一項の細目規程で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 供給者
 - 一 供給者の子会社
 - 二 供給者の親会社
 - 二 供給者の親会社の子会社(供給者を除く)
- 2 規程第三条の二第一項の書面を提出により認定を受けようとする者は前項各号のいずれかの者とする。

(取り換えられるアタッチメントの申請)

第七条 規程第三条の二第四項の細目規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 クイックカプラによらずローテーション機能及びチルト機能を発揮する装置等を装着することで規程第二条の二第二項第二号ハの機能を発揮させるものとして省人化建設機械の認定を受けようとする場合、その旨を規程様式二の三に記載をするものとする。
- 二 クイックカプラを以て規程第二条の二第二項第二号ハの機能を有するものとして省人化建設機械の認定を受けようとする場合であっても、クイックカプラによらずローテーション機能及びチルト機能を発揮する装置等(様式二の三に記載された装置又は作業装置に限る)のみを以て当該機能を発揮させることが可能な場合には、その旨を規程様式二の三に記載するものとする。

(認定表示)

第八条 規程第十条第一項の細目規程で定める表示は、次に掲げるものとする。

- 一 ICT建設機械又はICT装置群に付することができる表示は別記第一の一又は別記様式第一の二によるものとする。
- 二 省人化建設機械に付することができる表示は別記第二の一又は別記様式第二の二によるものとする。

附 則（令和 7 年 1 月 9 日国官参イ 117 号）

1. 本規程は、令和 7 年 1 月 9 日から施行する

附 則（令和 7 年 4 月 2 日国官参イ 1 号）

1. 本規程は、令和 7 年 4 月 2 日から施行する

別表一

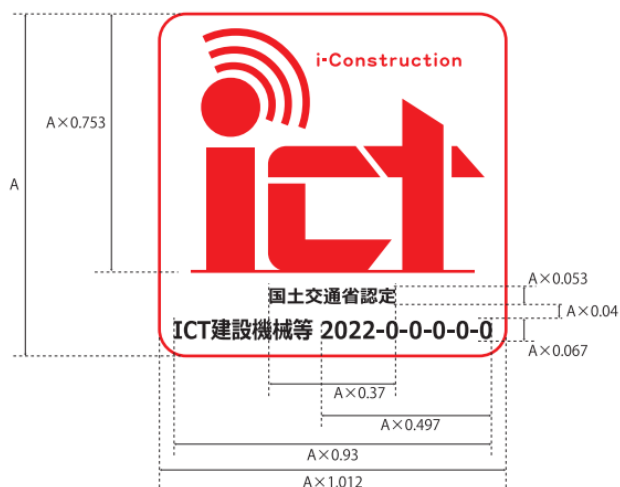
申請に係る建設機械の種類	第二条第二項第一号の内訳	第二条第二項第二号の内訳
規程第二条の二第一項第一号の建設機械であって同条第二項第一号に該当するもの（同条第二項第二号に該当するものを除く）	機材の搬入、丁張設置に係る測量結果の計算、丁張設置、施工、出来形確認、施工指示	機材の搬入、3次元設計データ作成、キャリブレーション、ローカライゼーション等、施工（モニタによる出来形確認含む）
規程第二条の二第一項第一号の建設機械であって同条第二項第二号に該当するもの	機材の搬入、丁張設置に係る測量結果の計算、丁張設置、施工、掘削・整形面に正対するための移動、出来形確認、施工指示、人力整正作業	機材の搬入、丁張設置に係る測量結果の計算、丁張設置、施工、出来形確認、施工指示
規程第二条の二第一項第一号の建設機械であって同条第二項第一号及び第二号に該当するもの	機材の搬入、丁張設置に係る測量結果の計算、丁張設置、施工、掘削・整形面に正対するための移動、出来形確認、施工指示、人力整正作業	機材の搬入、3次元設計データ作成、キャリブレーション、ローカライゼーション等、施工（モニタによる出来形確認含む）
規程第二条の二第一項第二号の建設機械であって同条第二項第一号に該当するもの（同条第二項第二号に該当するものを除く）	機材の搬入、丁張設置に係る測量結果の計算、丁張設置、施工、出来形確認、施工指示	機材の搬入、3次元設計データ作成、キャリブレーション、ローカライゼーション等、施工（モニタによる出来形確認含む）

別表二

地域	属する箇所
北海道地域	北海道
東北地域	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関東地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸地域	新潟県、富山県、石川県
中部地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県
中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国地域	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄地域	沖縄県

別記第一の一

＜ICT 建設機械、ICT 装置群＞

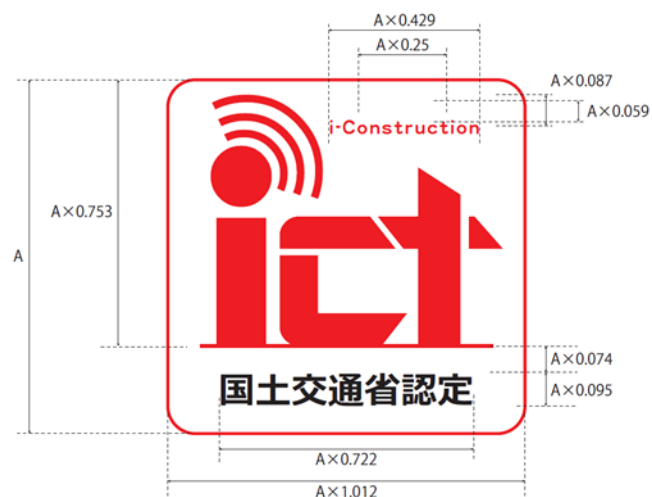


備考

- 一 書体は、Meiryo UI (Bold) とすること。
- 二 色彩は、赤及び白の二色とすること。

別記第一の二

＜ICT 建設機械、ICT 装置群＞

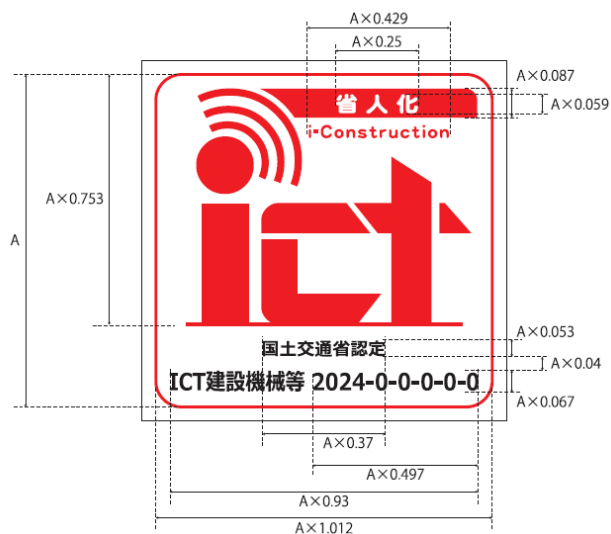


備考

- 一 書体は、Meiryo UI (Bold) とすること。
- 二 色彩は、赤及び白の二色とすること。

別記第二の一

＜省人化建設機械＞

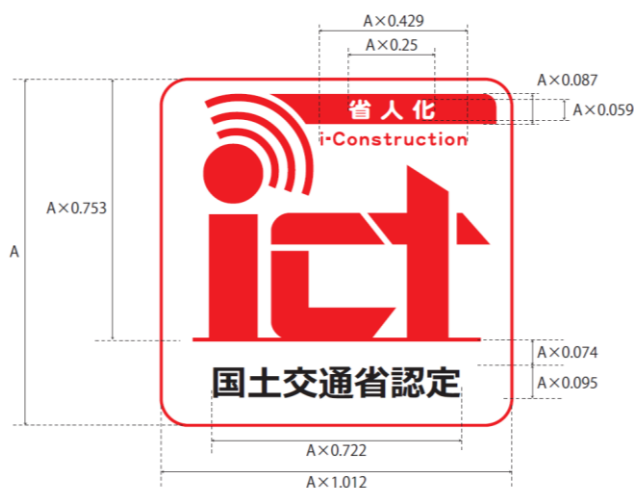


備考

- 一 書体は、Meiryo UI (Bold) とすること。
- 二 色彩は、赤及び白の二色とすること。

別記第二の二

＜省人化建設機械＞



備考

- 一 書体は、Meiryo UI (Bold) とすること。
- 二 色彩は、赤及び白の二色とすること。